

地域の元気創造事業費

基本的な考え方

- ・普通交付税において、通常の算定に加えて、各地方公共団体が地域経済活性化に取り組むための財政需要を算定

平成26年度算定額

| | 行革努力分 | 地域経済活性化分 | 計 |
|------|-----------|----------|-----------|
| 道府県分 | 750億円程度 | 125億円程度 | 875億円程度 |
| 市町村分 | 2,250億円程度 | 375億円程度 | 2,625億円程度 |
| 計 | 3,000億円程度 | 500億円程度 | 3,500億円程度 |

算定方法

単位費用 × 人口 × 段階補正 × (経常態容補正 I + 経常態容補正 II)

道府県： 860円
市町村： 2,270円

《行革努力分》

経常態容補正 I = $(0.3A + 0.2B + 0.1C + 0.1D + 0.1E + 0.1F + 0.1) \times \alpha$

- A : 職員数削減率
- B : ラスパイレス指数 (前年度)
- C : ラスパイレス指数 (直近5か年平均)
- D : 人件費削減率
- E : 人件費を除く経常的経費削減率
- F : 地方債残高削減率
- α : 算定額を総額に合わせつけるための率

各団体の削減率と全国の削減率との差 (ラスパイレス指数については、指数100との差) に応じて割増し又は割落し

(注1) 平成25年度のラスパイレス指数については、7月1日時点の指数を用いることを基本としつつ、8月以降の給与減額も反映 (ただし、減額時期に応じた調整率を乗じる)

(注2) 地方債残高削減率については、臨時財政対策債、災害復旧事業債等を除外

(注3) 削減率は、全国数値がピーク時であった5年間の平均と直近5年間の平均により算出
(例) 職員数削減率：H5～H9の平均職員数とH21～H25の平均職員数により算出

《経済活性化分》

経常態容補正 II = $(0.15G + 0.15H + 0.15I + 0.15J + 0.15K + 0.15L + 0.05M + 0.05N) \times \beta$

- G : 第一次産業産出額 (道府県) ・ 農業産出額 (市町村)
- H : 製造品出荷額
- I : 小売業年間商品販売額
- J : 若年者就業率
- K : 従業者数
- L : 事業所数
- M : 延べ宿泊数 (道府県) ・ 転入者人口比率 (市町村)
- N : 一人当たり県民所得 (道府県) ・ 一人当たり地方税収 (市町村)
- β : 算定額を総額に合わせつけるための率

各団体の伸び率と全国の伸び率との差に応じた割増し

(注) 毎年度公表される統計を用いる指標は3か年平均の伸び率を、その他の指標は直近の伸び率を用いる。

市町村の姿の変化に対応した交付税算定について

基本的な考え方

平成の合併により、市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、合併後の市町村の財政需要を的確に把握し、普通交付税の算定に反映。

平成26年度の見直し項目

■支所に要する経費の算定

- ・合併団体の支所が、住民サービスの維持・向上、コミュニティの維持管理や災害対応等に重要な役割を果たしていることに着目し、当該支所に要する経費を交付税の算定に反映

【算定方法】

- ・旧市町村の役場＝支所とみなして(本庁が所在する旧市町村役場は除く)、下記の算式により、旧市町村ごとに算定

$$\text{標準的な支所の経費} \times \text{所管区域人口の多寡による補正} \times \text{本庁からの距離の遠さによる補正}$$

(※1) (※2)

※1 所管区域人口8,000人、本庁からの距離16kmで約2.4億円

※2 離島の支所は、陸路と海路で実態が異なることを踏まえ、水路距離を2倍として算定

- ・旧市町村ごとに算定した額を合算し、合併団体の一本算定に平成26年度以降、3年間をかけて3分の1ずつ段階的に加算(合併算定替の需要額には加算しない)

【平成26年度算定額】

1,154億円(支所需要額3,463億円の3分の1)

【参考】上記の「支所に要する経費」以外の見直し項目

下記について、引き続き市町村の実情を踏まえた検討を進め、平成27年度以降、順次交付税算定に反映

■人口密度等による需要の割増し

- ・合併により市町村の区域が拡大したことにより増加が見込まれる経費(消防、保健・福祉サービスに要する経費等)を反映
- ・離島を合併した団体の需要についても別途検討

■標準団体の面積の見直し

- ・交付税の算定に用いている標準団体の面積を拡大する方向で見直し。これに伴い、標準団体の施設数(公民館、消防の出張所等)を見直し、単位費用に反映等

基準財政収入額の精算制度と減収補填債制度

- ・ 基準財政収入額は、標準的な地方税収入等を算定するものであり、課税実績とのかい離が生じても精算は行わないが、一部の税目については特例として精算制度を設けている。
- ・ これは税収が景気の変動等を敏感に受け、年度ごとの額の変動が大きく、算定額(推計基準税額)と課税実績額との間に著しく格差が生じること等があるため、その算定結果において地方団体の財政運営に与える影響を考慮して、精算又は減収補填債により、算定額(推計基準税額)と実績額の差が是正される。
- ・ 発行された減収補填債については、当該年度の実績額に加算(75%)し、精算額から控除されるとともに、元利償還金は後年度基準財政需要額に算入される。

(1) 当年度の基準財政収入額算定後、税目によっては毎年度ごとの額の変動が大きく、基準財政収入額で見込んだ額と実績とが大きくかい離する場合があります、また、それが地方団体の財政運営に著しい影響を与える場合があることを考慮して、算定に用いた額と実績額との差を是正している。

(2) 是正方法には三つの方法がある。

① 減収補填債の発行

法人事業税等が基準財政収入額の算定において見込んだ収入見込額を下回ると見込まれる場合は、この減収を補填するために特別な地方債(減収補填債)を発行することができ、当該地方団体はその年度の収入が確保される。

この地方債の元利償還金は、後年度の基準財政需要額に算入されることによって財源措置がなされる。

② 普通交付税の精算措置

法人事業税等の算定において算定過大又は算定過小があった場合、①で措置されない額については、翌年度以降の基準財政収入額に加算又は減算される。

なお、法人税割、法人事業税、利子割(交付金を含む。)及び地方法人特別譲与税にあつては、減収補填債の発行による方法と当該精算措置による方法が認められている。

③ 特別交付税による措置

基準財政収入額が著しく過大に算定された場合、当該税収不足相当分を特別交付税により補う場合がある。

[①、②の対象税目]

| 区 分 | 対 象 税 目 | |
|---------------|----------------------------------|-----------------------------|
| | 道 府 県 分 | 市 町 村 分 |
| 1. 減収補填債の発行 | 法人税割、法人事業税、 利子割、地方法人特別譲与税 | 法人税割、利子割交付金 |
| 2. 普通交付税の精算措置 | 所得割、法人税割、法人事業税、 利子割、地方法人特別譲与税 | 所得割、法人税割、利子割交付金、 特別とん譲与税 |

<前年度>

<算定年度>

